

クリンエール®・200

殺菌消毒剤（家畜伝染病予防法指定消毒薬含有製剤）
塩化ジデシルジメチルアンモニウム20%（W/V）含有液剤

製造販売業者

共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-6-5

登録商標 CLF01-KS2503

18L

2025年3月改訂（第9版）

貯法	室温保存・気密容器	承認指令書番号	26 動薬第 1852 号	販売開始	2000 年 12 月
----	-----------	---------	---------------	------	-------------

【成分及び分量】

本品 100mL中

有効成分	含量
塩化ジデシルジメチルアンモニウム（80%）液 （塩化ジデシルジメチルアンモニウムとして）	25.0g (20.0g)

【効能又は効果】

- 1)畜産領域
 - (1)畜・鶏舎の消毒
 - (2)搾乳器具・ふ卵器の消毒
 - (3)畜・鶏体の消毒
 - (4)乳房・乳頭の消毒
 - (5)種卵卵殻の消毒
 - (6)伝染病発生時の鶏の飲水の消毒
- 2)家畜診療領域
 - (1)家畜診療・繁殖用器具器械の消毒
 - (2)外傷部位の消毒
 - (3)手術部位の消毒

【用法及び用量】

- 1)畜産領域
 - (1)畜・鶏舎
有効成分として0.005～0.02%となる水溶液(1,000～4,000倍希釈液)を、床面又は壁に適量散布するか又は適宜噴霧するか又は同濃度の水溶液で洗浄もしくは清拭する。
 - (2)搾乳器具・ふ卵器具
有効成分として0.005～0.02%となる水溶液(1,000～4,000倍希釈液)を、適量散布するか又は同濃度の水溶液で洗浄もしくは清拭する。
 - (3)畜・鶏体
有効成分として0.005～0.02%となる水溶液(1,000～4,000倍希釈液)を、畜・鶏体に直接噴霧する。畜体表面の真菌の消毒には、有効成分として0.05～0.1%となる温湯液(200～400倍希釈液)を畜体に直接噴霧する。
 - (4)乳房・乳頭
有効成分として0.005～0.01%となる水溶液(2,000～4,000倍希釈液)で、清拭又は洗浄する。
 - (5)種卵卵殻
有効成分として0.005～0.02%となる水溶液(1,000～4,000倍希釈液)を、噴霧するか又は有効成分として0.02～0.04%となる水溶液(500～1,000倍希釈液)で、清拭する。
 - (6)伝染病発生時の鶏の飲水の消毒
有効成分として0.00125～0.00167%（12,000～16,000倍希釈液）となるように鶏の飲水に希釈して用いる。
- 2)家畜診療領域
 - (1)器具・器械
有効成分として0.01～0.02%となる水溶液(1,000～2,000倍希釈液)で、30分以上浸漬するか又は有効成分として0.02～0.1%となる水溶液(200～1,000倍希釈液)で、清拭する。
 - (2)外傷部位
有効成分として0.005～0.025%となる水溶液(800～4,000倍希釈液)で、適宜湿布、清拭又は洗浄する。
 - (3)手術部位
有効成分として0.005～0.025%となる水溶液(800～4,000倍希釈液)で、適宜清拭又は洗浄する。

<休業期間>

本剤を畜・鶏体への直接噴霧に用いた場合、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

馬・牛、めん羊、山羊、豚：5日間 鶏：3日間

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤を畜・鶏体への直接噴霧に用いた場合は、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。
馬・牛、めん羊、山羊、豚：5日間 鶏：3日間
- ・本剤を鶏の飲水添加により投与する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記（鶏の飲水添加）の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（鶏）について上記（鶏の飲水添加）の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

鶏：食用に供するために殺する前5日間

（使用者に対する注意）

- ・事故防止のため、作業時には保護メガネ、マスク、ゴム手袋等を着用すること。
- ・作業後は、石けん等で手を洗うこと。

（対象動物に関する注意）

- ・本剤は伝染病発生時の飲水消毒以外、経口投与しないこと。
- ・搾乳直前の乳房・乳頭の消毒は避けること。
- ・手術部位の消毒に使用し、包帯をする場合は、通気性を十分考慮すること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・有機物質等（糞、尿等の汚物、血液、血清、牛乳等）は、本剤の消毒効果を減弱させるので、水で十分に清拭又は洗浄して有機物質を除去してから使用すること。
- ・希釈液は、使用の都度調製すること。
- ・希釈液を調製する場合は、次のことに注意すること。
 - ①原液は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。
 - ②鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製又はステンレス製の容器等で調製すること。
 - ③調製に使用する容器は、予め十分に水洗しておくこと。
- ・大量の薬液が、活性汚泥法による汚水処理施設等に流入しないように注意すること。
- ・他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。
- ・搾乳器具は、消毒後、水で十分に洗浄し、牛乳中に薬剤が混入しないようにすること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤は直射日光及び高温を避けること。
- ・開封後はキャップをしっかりと閉めて保管すること。
- ・薬液が魚類の生息する河川等に直接流入しないように注意すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気をつけること

（使用者に対する注意）

- ・原液及び希釈液が、眼、皮膚、飲食物、飼料、被服、幼児のおもちゃ等に直接かからないように注意すること。万一、眼や皮膚に付着した場合は、直ちに水で洗い流すこと。
- ・原液及び希釈液を誤飲しないように注意すること。誤って飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・アレルギー体質者等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現われた場合には、直ちに使用を中止すること。

（対象動物に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目11番5号 TEL: 03-3264-7559

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusay/o/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造番号：

使用期限：



4 992945 544052